

長沼町の 美しい 景観づくり

長沼町美しい景観づくり計画

平成20年4月1日
長沼町告示第9号

長沼町美しい景観づくり計画

はじめに

第1章 長沼の景観とは	1
1-1 長沼の景観の概要	2
1-2 長沼の景観の特性	2
第2章 長沼の美しい景観づくりの考え方	3
2-1 計画の理念	3
2-2 長沼の景観の目指す方向	4
2-3 景観づくり全体に共通の考え方	5
2-4 計画対象区域の設定	6
第3章 美しい景観をつくるための取り組み	7
3-1 区域ごとの景観の目標像	7
3-2 美しい景観づくりのための工夫と行為の制限	8
① 馬追丘陵	10
② 中央長沼市街地	18
③ 平地の農村	26
3-3 公共施設による景観向上の先導	31
3-4 屋外広告物	32
3-5 景観協定	32
3-6 景観農業振興地域整備計画の策定	32
3-7 景観重要建造物・景観重要樹木の指定	33
第4章 景観づくりの進め方	34
4-1 推進する体制づくり	34
4-2 PR・広報啓発活動	35
4-3 即効性ある取り組み	35

はじめに

長沼町は、石狩平野の南東部に位置する人口約 12,400 人の町で、札幌市中心部から 32km、車で 1 時間圏内に位置する、都市近郊型の田園地帯です。また、北海道の空の玄関である新千歳空港からも 28km、車で 40 分圏内と近い立地条件にあります。

本町の開拓の歴史は、明治 20 年に岩手県人吉川鐵之助らの手により始まり、平地部は一辺 300 間（約 550m）の植民区画に区切られるとともに、防風林が縦横に配置されるなど、計画的な開拓が行われました。また、夕張川と千歳川に挟まれた本町は、幾度と無く水害に襲われましたが、治水事業のためめぬ努力によりこれを克服し、現在では、美しい景観をたたえた稲作中心の農業地帯として発展しています。

近年は、平成 4 年から「ニューカントリー事業」に、平成 8 年から「うるおい・緑・景観まちづくり」に取り組み、街路樹や歩道、公園、融雪溝、街路灯の整備など、水と緑と光に着目したまちづくりを進めてきました。その中で、「緑の百景づくり」「花いっぱい運動」など、町民主体による景観づくりが盛んに行われるようになり、町民の景観への意識も次第に高まりを見せています。

そのような中、平成 16 年 6 月に、日本で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されました。これを受けて、全国の市町村において、それぞれの特徴を活かした景観行政がまさに展開されようとしています。

長沼町は、平成 19 年 8 月に景観行政団体となり、これまでに進めてきたまちづくりの取り組みを踏まえながら、景観法という新たな枠組みのもとで美しい景観づくりに取り組んでいくこととしました。

美しい景観は、私たち町民が町に誇りと愛着を持って、快適で活気のあるまちづくりにつながっていくものです。また、美しい景観づくりは、町民・事業者・行政等が景観づくりの目指す姿とそのための手法を共有した上で、それぞれが出来るところから時間をかけて、世代をまたいで取り組んでいくものです。

この「長沼町美しい景観づくり計画」は、景観法第 8 条の規定に基づく景観計画として、計画の区域、計画の理念、届出を要する行為等、美しい景観づくりの施策の基本的事項を定めたもので、町民・事業者・行政等が一体となって美しい景観づくりに取り組むための指針となる計画です。

なお、この計画は、「長沼町美しい景観づくり条例」と連動して運用することとし、必要に応じて記載内容の追加・見直しを行うなど、運用しながら随時変更を行っていく計画とします。



この計画は町民参加の「美しい景観づくり懇談会」を開催しながら検討し、取りまとめました

（平成 18 年 8 月～19 年 10 月・ 8 回開催）

